

花卷市議会

議長 高橋 淑郎 様

花卷市議会改革検討委員会 報告書
[花卷市議会基本条例(素案)]

平成21年12月1日

花卷市議会改革検討委員会

花巻市議会改革検討委員会 報告書

I. 経過報告

1. 平成21年9月25日 第1回花巻市議会改革検討委員会で、高橋議長から同委員会設置の趣旨説明の後、下記の2項目について諮問された。

◎ 諮問項目

- 1) 花巻市議会基本条例(素案)の策定について
- 2) 花巻市議会議員定数の検討について

2. 平成21年10月2日第2回検討委員会で、高橋議長から諮問された改革の検討事項を同委員会として次の通り検討作業を進めることとした。

◎ 諮問に対する検討方針

1) 花巻市議会基本条例(素案)の作成について

- (1) 平成21年11月末までに素案の策定作業を行い、同12月定例会前までに議長へ報告書を提出する
- (2) 12月定例会に(仮称)花巻市議会改革検討特別委員会を設置し、条例制定に向けて引き続き議論を深める。併せて関係条例、規則等の策定・改正を含め、検討作業を進めることを提案する。
- (3) 12月定例会中に議員に対する説明会(議員全員協議会)を開催して頂き、素案を説明するとともに、質問・意見交換をし、共通認識を得る。
- (4) 市民への説明会やパブリックコメントなども必要だが、検討委員会では素案策定を優先し、これら手続きは特別委員会を実施することを提案する。

2) 花巻市議会議員定数の検討について

- (1) 改革検討委員会としては、時間的制約から基本条例と議員定数問題を同時に検討することは困難である。従って設置予定の改革検討特別委員会内に2つの小委員会を設置して検討することを提案する。((仮称) ①花巻市議会基本条例検討小委員会 ②花巻市議員定数検討小委員会)
- (2) 議員定数の検討方針は、議会基本条例(素案)で謳うこととする。
- (3) 市民への説明・意見聴取等は、議会基本条例の検討小委員会と同様の手続きによって行うことを提案する。

※ 上記の2項目に対する検討委員会の方針について各会派に持ち帰り、議員から意見を聴き、次回検討委員会までに持ち寄ることとした。

※ 第3回検討委員会で、無会派を含む各会派から「委員会方針に概ね了解」との報告がなされた。

3. 第3回検討委員会及び第4回検討委員会で、基本条例策定の基本方針を次の通り決定した。

◎ 基本条例(素案)策定の基本方針

1) 議会改革としての議会基本条例(どのような議会を目指すのか)

- ① 二元代表制の基で、長に対する議会の監視機能は主要な役割であり、その機能強化を図る
- ② 議員同士の自由討議による合意形成、委員会の活性化、議員研修(政策形成・立案能力向上)などによるアクティブな議会を目指す
- ③ 参考人・公聴会制度の活用や議会報告会など、市民との多様な意見交換の場を設けると共に、情報を共有し協働する議会を目指す

2) 議会基本条例で検討する主な条文項目

- ① 条例策定の基本方針に基づき、下表の条文項目に沿って策定作業を実施する
- ② 前文及び目的は条文項目策定後に検討する

4. 第4回から第11回検討委員会まで策定作業を実施した。(H21.10.16~21.11.30)

基本事項	主な条文項目 ()は委員会としての判断	(参考) 栗山町議会 条文	議 長 案	高 橋 教 授	検討委員会		
					一 次	二 次	要否の判 断
1) 議会 及び議員 に関する こと	①議会及び議員の活動原則 ②議員定数、報酬 ③議員の政治倫理 ④最高規範性 ⑤議会及び議員の責務 ⑥見直し手続き ⑦会派(会派の位置づけ、自由討議との整合性)	第2.3条 第20.21条 第22条 第23条 第24条 第25条	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ × ○ ○	活動原則 と重複
2) 議会 と長の関 係	①一問一答方式の採用 ②反問権の付与(政策形成過程の諸条件と併せて検討) ③長による政策等の形成過程の説明 ④長の予算・決算における政策説明資料作成	第5条 第5条2 第6条 第7条	○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ △ ○ ○	

基本事項	主な条文項目 () は委員会としての判断	(参考) 栗山町議会 条文	議 長 案	高 橋 教 授	検討委員会		
					一 次	二 次	要否の説明
2) 議会 と長の関 係	⑤法律96条 2項の議決事件の 規定(同法第1条は議決すべ き最低限の事項と解すべき)	第8条		○	○	○	
3) 討議 の活性化	①自由討議による合意形成(自由討議は議会の翻意)	第9条	○	○	○	○	事務局体制と重複 条例不整合
	②委員会等の適切運営(委員会活動の活性化)	第14条	○	○	○	○	
	③調査機関の設置(議会事務局体制整備との整合)	第15条		○	△	×	
	④議員研修の充実	第18条	○	○	○	○	
	⑤政務調査費		○	○	○	○	
	⑥議会改革推進会議	第11条	○		△	○	
	⑦他議会との交流連携	第12条				×	
4) 市民 参加	①市民参加及び市民との連携	第4条					3)の②で 対応 ③で対応
	②一般会議の設置	第4条2		○	△	×	
	③参考人、公聴会制度の活用	第4条3	○	○	○	○	
	④議会報告会の開催	第4条8	○	○	○	○	
	⑤モニター制度	第13条			○	×	
	⑥議会広報の充実	第19条	○	○	○	○	
	⑦市民による政策提案	第4条4	○	○	○	○	
5) 議会 事務局	①図書室の設置・公開	第16条		○	○	○	
	②議会事務局の体制整備	第17条	○	○	○	○	
6) その 他(新たに 検討した 事項)	①定義 ②議長及び副議長 ③全員協議会 ④文書での質問			○		○ ○ ○ ○	条例に加 えるべき 項目

基本事項	主な条文項目 ()は委員会としての判断	(参考) 栗山町議会 条文	議長 案	高橋 教授	検討委員会		
					一次	二次	要否の説明
6) その他(新たに検討した事項)	⑤基本理念 ⑥基本方針 ⑦所管事務調査 ⑧予算の確保 ⑨他条例との関係 ⑩会期の弾力的運用 ⑪議会運営委員会・代表者会 ⑫議決責任 ⑬委任					×	他条文と重複又は不整合

II. 花巻市議会基本条例(素案)

別紙の通り

III. 付属資料

1. 検討委員会会議録 別紙
2. 検討委員会検討結果 別紙

以上の通りご報告いたします。

花巻市議会
議長 高橋 淑郎 様

花巻市議会改革検討委員会

委員長 佐藤 忠男
副委員長 鎌田 幸也
委員 小原 雅道
委員 本館 憲一
委員 藤井 英子
委員 桜井 肇一
委員 山影 義一